講　演

# 日韓・韓日民事訴訟法シンポジウム

## 日韓・韓日両国における民事訴訟法の課題

### Ⅰ　韓国における民事訴訟法の変遷と課題

李　鎬　元
金炳学（訳）

### Ⅱ　日本における民事訴訟法の変遷と課題

本 間 靖 規

# Ⅰ　韓国における民事訴訟法の変遷と課題

李　鎬　元
金炳学（訳）

## 1．序論

韓国の民事訴訟法は，1960年 4 月 4 日に制定されて，同年 7 月 1 日から施行された。韓国の民事訴訟法は，制定当時，日本の民事訴訟法に相当に類似していたといえる。しかし，両国は，政治・経済・社会・文化など諸条件が異なり，また，司法府の構造および構成員に差異があった。そのため，その後，半世紀以上の歳月が流れる間に，両国の民事訴訟法はそれぞれ数回にかけて改正され，もはや相当な相違が生じることとなった。韓国の場合，1960年制定以来，現在まで25回にかけて民事訴訟法が改正されたが，特に，2002年の改正は，条文体系まで変更を加えた全面的改正であった。

このように相当な程違いが生じることになった両国の民事訴訟法は，それぞれ，相手方にとってすぐれた立法的参考資料となる。これにとどまらず，両国は最も隣接した国家として，相互間の頻繁な交流により必然的に発生する紛争を解決するためにも，各種紛争解決の基本法である両国の民事訴訟法を理解することが，多いに役に立つと考える。

以下では，韓国における民事訴訟法の変遷の概要をみて，今後の課題を簡潔に示したい。

## 2．韓国における民事訴訟法の制定

韓国は，1948年に政府を樹立したが，6 月25日戦争（朝鮮戦争）をはじめとする諸般難しい条件などが重なり，1960年 4 月 4 日に至り，ようやく民事訴訟法を制定公布した。それまでは，1945年以前に韓国において施行されていた日本民事訴訟法に一部修正を加えたいわゆる『依用』民事訴訟法が，依然として施行されていた。1960年の民事訴訟法制定は，実質的には当時施行されていた『依用』民事訴訟法の改正の性格を帯びたものであり，日本民事訴訟法を通してドイツ民事訴訟法を間接的に継受したという評価もある。

当時，変更が加えられた主要事項には，次のようなものを挙げられる。

（1） 民事裁判部の合議部と単独判事の関係を，単純な事務分担に過ぎないものとしてではなく，事物管轄の問題として把握し，単独判事に合議部事件が係属した場合には，これを合議部へ移送するように規定した（1960年 4 月 4 日制定当時の民事訴訟法第31条第 2 ， 3 項。以下，同じ）。

（2） 裁判官の除斥事由として，親族の範囲を韓国民法に従い 8 親等以内の血族と 4 親等以内の姻族とした（第37条）。

（3） 当時まで施行されていた闕席判決制度を廃止した。

（4） 裁判上の自白においても，真実発見のため，錯誤によって真実に反する自白をしたことを証明した場合には，その自白を取り消すことができるという規定を新設した（第261条）。

（5） 任意的差戻し制度を廃止して，控訴が提起された場合，控訴法院が，第一審判決が不当であり又は判決手続が法律に違背したとして，その判決を取り消した場合に，訴訟促進を期するために第一審法院に差し戻すことが出来ないこととし，自ら審判するようにした。

### 3．1990年以前の改正事項

1） 民事訴訟法が制定されて以来，1990年 9 月13日の民事訴訟法の大幅改正時までは，わずか 2 回の簡略な改正があったのみで，根本的な変化はなかった。

1961年 9 月 1 日の第 1 次改正時には，証人尋問において交互尋問制度を導入し（第298条），判決書作成の簡易化のために判決書の記載事項に関する第193条において事実と争点の項目を削除した。これに伴い，韓国の判決書は，事実と争点およびこれに対する判断について項目を分ける必要なく，理由欄に事案に応じて柔軟に一緒に説示することができるようになり，その作成が簡略化ないし便宜化されたといえるし，これは今日までも維持されている。

1963年12月13日の第 2 次改正時には，上告理由を，従前の「判決が法令に違反したこと」と規定していたのを，「判決に憲法解釈の誤りその他憲法違反があるときまたは判決に影響を及ぼすということが明白な法令違反があること」に変更した（第393条）。

その他には，民事訴訟法ではなく特別法の制定によって，迂回的に民事訴訟法の改正が成立した。

2）　1961年民事訴訟に関する臨時措置法の制定

訴訟遅延を防ぐため1961年 6 月21日民事訴訟に関する臨時措置法を制定し同日から施行したが，その主な内容は次のとおりである。

(a)　期日延長の制限

法院の職権による期日の変更，延期は 2 回に限定し，当事者の申請による期日延長は 3 回に限る（同法第 2 条）。

(b)　仮執行宣告の拡大

民事訴訟法では，仮執行宣告は，法院が必要があると認め又は当事者が申請した場合に宣告することができると規定しているが（当時民事訴訟法第199条），上記の臨時措置法において相当な理由がない限り，職権で仮執行宣告を付するようにし，過大な担保を要求してはならない旨を規定した（上記臨時措置法第 3 条）。これは1981年訴訟促進などに関する特例法に吸収され，1990年 1 月13日の民事訴訟法で受容され現在まで施行されている。

ただし1967年 3 月 3 日に，上記第 3 条を改正して，国家を被告とする訴訟では，仮執行宣告を付けられない旨を規定して，これもやはり上記特例法に吸収されたが，1989年 1 月25日の憲法裁判所において，該当部分に対して違憲決定が下された。

3）　1973年少額事件審判法の制定

この時期の画期的な民事訴訟改善方案として，少額事件審判制度の創設が挙げられる。少額事件審判法は，1973年 2 月24日に制定，同年 9 月 1 日から施行され，その後 7 回にかけて改正されたが，制定当時の枠組みを維持している。少額事件の訴訟物価額の上限は，1973年制定当時20万ウォンであったが，現在は2,000万ウォンであり，2014年韓国第一審法院の民事本案事件全体受付件数1,136,935件中，少額事件が798,215件として全体事件の約70.2％を占めている。

以下では，便宜上，現在施行されている少額事件審判法の特色を紹介する。

(a)　訴訟代理の特則

民事訴訟法上，弁護士代理に対する特則として，手続の簡易化のために，当事者の配偶者・直系血族・兄弟姉妹なら弁護士ではなくても法院の許可なくして訴訟代理人になることができる（2005年 3 月31日に改正された現行少額事件審判法第 4 条。以下，同じ）。

(b)　1 回審理終結の原則

判事は，手続の迅速のために，できるだけ 1 回の弁論期日で審理を終結する

ようにしなければならない（第７条第１項）。また，訴状副本は，直ちに被告に送達しなければならず（第６条第１項），被告の答弁書提出期間を待たず，ただちに弁論期日を指定することができる（第７条第１項）。

（c）　審理手続上の特則

法院は，訴状，準備書面その他訴訟記録によって請求に理由がないということが明白なときは，弁論をせず請求を棄却することができて，判事の更迭がある場合にも，弁論の更新をせず判決することができる（第９条）。調書は，当事者の異議がある場合を除いて判事の許可があるときには，これについて記載する事項を省略することができる（第11条第１項）。また，公休日・夜間法廷の開廷（第７条の２）および遠隔映像裁判を実施している。

（d）　証拠調査に関する特則

判事は，必要があると認めるときには，職権で証拠調べをすることができて，証人は判事が尋問するものの，当事者は判事に告げて尋問できることとして交互尋問制を修正し，判事は相当であると認めるときには，証人または，鑑定人の尋問に代えて書面を提出するようにすることができる（第10条）。

（e）　判決に関する特例

判決の宣告は，弁論終結後，ただちに行うことができ，判決を宣告する際には，主文を朗読して主文が正当であると認められる範囲においてその理由の要旨を口頭で説明しなければならず，判決書には理由を記載しないこともできる（第11条の２）。

（f）　上告および再抗告制限

少額事件に対する第２審判決または決定・命令に対しては，「１．法律・命令・規則または処分の憲法違反の有無と命令・規則または処分の法律違反の有無に対する判断が不当なとき」や「２．大法院の判例に相反する判断をするとき」に該当する場合に限って，大法院に上告または再抗告をすることができる（第３条）。

（g）　履行勧告制度の実施

2001年１月29日から，少額事件に対し訴訟手続の回付に先んじる前置手続として，訴えが提起された場合に，法院は，特別な事情がないときは，訴状副本を添付して，被告に対し，原告の請求の趣旨のとおりに履行することを勧告する決定をすることができ，この決定の送達を受けた被告が２週以内に異議申請をしないときには，履行勧告決定が確定判決と同一の効力を有することにして少額事件の簡易な処理と当事者の法廷出席の不便を減らしている（第５条の３

乃至 8 ）。

4 ） 1981年訴訟促進等に関する特例法の制定

1981年 1 月29日に，訴訟の遅延を防止して国民の権利義務の迅速な実現と紛争処理の促進を企図するために訴訟促進などに関する特例法が制定され，同年 3 月 1 日から施行されたが，これによって民事訴訟法が大きな変化がもたらされた。

民事訴訟法に関連した主な内容は，次のとおりである。

(a) 高率の遅延利子

金銭債務の履行を命じる判決を言い渡す場合，債務者が理由なく争ったり上訴を提起することで，債権者の債権実現が遅れるのを防止するために，その履行義務の存在または範囲を争うことが妥当であると認められる場合を除き，訴状が送達された翌日から民法上の法定利率とは別途の高率の遅延利子を支給するようにした（1981年 1 月29日制定当時の訴訟促進などに関する特例法第 3 条。以下，同じ）。その利率は，制定時年25％だったが，2003年 6 月 1 日からは20％，2015年10月 1 日からは年15％に引き下げされた。

(b) 上告許可制の実施

上告理由を大幅に制限し，「1．憲法に違反し又は法の解釈が不当なとき，2．命令，規則，処分の法律違反の有無に対する判断が不当なとき，3　法律，命令，規則又は処分に対する解釈が大法院判例と相反したとき」として，その理由が判決に影響を及ぼした場合に限って上告することができるようにする一方（権利上告，同法第11条第 1 項）で，その他には，「法令の解釈に関する重要な事項を含まれると認められる事件」として大法院の上告許可を受けた場合に限って上告することができるようにした（許可上告，同法第12条第 1 項）。また，大法院が上告を許可したとしても，原審判決を破棄しなければ著しく正義および公平に反すると認められるほどの重大な法令違反がある場合に限って，原審判決を破棄しなければならないことにした（同条第 2 項）。

このような上告許可制度は濫上告を防止するのに大きく寄与し，大法院の業務軽減効果は相当なものであった。しかし，この法律が国会でない国家保衛立法会議で制定されたという理由で正当性が問題となったし，また，上告許可が国民の裁判請求権を侵害するという批判を着実に受けて1990年 9 月 1 日に上告許可制は廃止されてしまった。

(c)　弁護士報酬の訴訟費用算入

敗訴した当事者に，相手方の弁護士費用を適正な範囲内で負担せしめることが合理的であると考え，勝訴当事者が支給したまたは支給する弁護士報酬のうち大法院規則に定める金額の範囲内おいて訴訟費用に算入するようにした（第16条)。この規定は1990年１月13日の民事訴訟法改正時に同法に規定され吸収された。

(d)　原審裁判長の上訴状審査権

上訴審裁判長にのみ上訴状審査権を付与した民事訴訟法を修正して，上訴状記載方式の違背，印紙の不貼付，上訴期間の徒過などの形式的誤りがある上訴状は，原審裁判長がこれを審査して，その瑕疵が補正されない場合には，原審裁判長が上訴状を却下することができるようにした（第８条)。この規定も，1990年１月13日民事訴訟法に規定され吸収された。

５）　1983年民事訴訟規則の制定

1983年７月３日に制定され同年９月１日から施行された民事訴訟規則にも注目に値するほどの制度が新設され，施行されたが，その主な内容は次のとおりである。

(a)　予納義務不履行時と訴訟救助決定時の訴訟費用の国庫立替え
(b)　当事者の事前調査整理義務と争点明確化義務規定
(c)　訴訟終了宣言の明文化
(d)　要約準備書面制の新設と準備手続の補完
(e)　証人欠席の場合の申告義務規定
(f)　簡易送達および弁護士相互間の送達規定
(g)　期日前の証拠調べ規定

### ４．1990年代の改正事項

１）　1990年民事訴訟法の改正

1990年１月13日に当事者の便宜増進および判決手続の迅速化を目的として民事訴訟法が大幅に改正されて，同年９月１日から施行された。これは，民事訴訟法制定以来，当時までの特別法と民事訴訟規則で改正された内容を全体的に整理する一方，改正前の研究成果と実務の運営において提起された改善方案などを反映したものである。当時の民事訴訟法は強制執行編を含んでいたが，この部分に関しても相当部分において改正が成立した。財産明示制度，財産照会

および債務不履行者名簿制度などを新設する一方で，競売法を廃止して強制執行編に吸収するなど，強制執行手続の改善のために色々な改正が成立した。

民事訴訟法のうち訴訟手続に関する部分に関する主な改正事項は，次のとおりである。

(a)　民事訴訟の指導理念と信義則規定の新設

第 1 条（1990年 1 月13日改正された民事訴訟法。以下，同じ）において，「法院は，訴訟手続が，公正・迅速かつ経済的に進行されるように努力しなければならず，当事者と関係人は信義に従い誠実にこれに対し協力しなければならない。」と規定して，民事訴訟の指導理念が公正・迅速・経済であることを宣言することとあわせて信義則が民事訴訟法の大原則であることを明文化すると同時に，法院の訴訟促進義務と当事者および関係人による訴訟促進協力義務を規定した。

(b)　必須的共同訴訟人の追加と被告の更正制度の新設

固有必須的共同訴訟において共同訴訟人の一部を脱落した場合にその当事者を追加できる制度（第63条の 2 ）と，原告が被告を間違って指定したとき被告を更正できる制度（第234条の 2 ）を新設した。

(c)　法律的事項に対する指摘義務新設

ドイツ民事訴訟法に倣って，「法院は当事者が明確に見逃したことと認められる法律上の事項に関して当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。」と規定した。（第126条 4 項）

(d)　双方 2 回欠席による取下げ看做制度の緩和

双方当事者が弁論期日に 2 回欠席したときは，訴え又は上訴の取下げと看做した以前の規定はあまりにも厳格であるという批判を勘案して，改正法は，2 回双方欠席があっても 1 ヶ月中に弁論期日の指定を申請しないまたはその後の期日に当事者双方が出席しないとき，はじめて訴え又は上訴の取下げと看做すようにその要件を緩和した（第241条2,3項）。

(e)　反訴要件の強化

反訴制度が，訴訟遅延策として濫用されるのを防止するために，反訴要件として訴えの変更と同じように「本訴手続を著しく遅延させないこと」という要件を追加した（第242条）。

(f)　公正証書による証言制度の新設

証人の出席・証言の負担除去のために事物の形状や立証事項の内容などを考慮して，証人にとって出席・証言に代えて尋問事項に対する返事を記載した公

正証書正本を提出することができるようにした（第281条の２）。

（g）　必要的差戻し規定の改正

控訴審が，訴え却下の第一審判決を取り消す場合に，第一審で本案判決ができるほど審理が熟した場合又は当事者の同意がある場合には，控訴法院は差し戻さないで自判することができるようにした（第388条）。

（h）　督促手続制度の改善

督促手続を簡素化して，初めて発付された支給命令に対して，債務者側の異議申請がないときは支給命令が確定することにして，再び仮執行宣告ある支給命令を発付してこれに対して債務者側に異議申請する機会を付与する制度を廃止し，確定した支給命令には既判力は認めず執行力のみを認めた。

２）　1994年上告審手続に関する特例法の制定

1994年にいわゆる司法制度の改革を推進した結果，同年７月27日に法院組織法が改正されて特許法院，行政法院と市・郡法院が設置されたが，その改革作業の一つとして同時に上告審手続に関する特例法が制定されて同年９月１日から施行された。

前述したとおり，1981年から施行された上告許可制度が1990年に廃止されることによって生じた大法院の事件負担が過重になり，これを解消する必要が生じたためである。同法第４条によれば上告理由に次のような重大な法令違反に関する事項が含まれていないとき，すなわち，「１．原審判決が憲法に違反し又は憲法を不当に解釈したとき　２．原審判決が命令・規則又は処分の法律違反の有無に対し不当に判断したとき　３．原審判決が法律・命令・規則又は処分に対し大法院判例と相反するように解釈したとき　４．法律・命令・規則又は処分に対する解釈に関して大法院判例がなく又は大法院判例を変更する必要があるとき　５．上記の各理由の他に重大な法令違反に関する事項があるとき，および　６．民事訴訟法上絶対的上告理由があるとき」に該当しない場合には，これ以上審理をしないで上告棄却判決をすることができる。ただし審理不続行の理由として上告棄却判決ができる期限は，上告記録の送付を受けた日から４ヶ月以内に制限されている。

### ５．2002年の民事訴訟法全文改正

１）　韓国大法院は，1995年民事訴訟制度の改善を望む国民の意見を積極的に受け容れ，合わせて当時までの制度運営の経験を活かして，それまでの時代

的変化を反映する新しい民事訴訟制度を用意するために民事訴訟法全般に関する検討および改正作業に着手し，これを進めた。その結果2002年 1 月26日に条文体制を再編して，全文ハングル化する民事訴訟法の全面的改正が成立し，従来の民事訴訟法のうち保全手続を含めた強制執行編を独立させて民事執行法を制定し，同年 7 月 1 日から施行している。

改正民事訴訟法の特徴としては，次のような事項が挙げられる。

2）　第一審訴訟構造の改編

審理の充実および効率を試みるために第一審訴訟構造を大幅に改編した。すなわち被告の答弁書提出義務を認め，被告が訴状副本の送達を受けて30日以内に答弁書を提出しなければ，弁論を経ずに原告勝訴判決を宣告することができるようにして（2002年 1 月26日に改正された民事訴訟法第257条。以下，同じ），弁論準備手続を書面準備手続と弁論準備期日に分けて，単独・合議事件を問わずこれを原則的に経なければならない手続にした（第258条）。弁論準備手続は，先に書面準備手続を経て争点および証拠を整理して，必要がある場合，弁論準備期日を開いて弁論準備が充分に為された後に，集中的な弁論期日を開くようにしたし（第279条以下），弁論準備期日を終えた後には原則的に新しい攻撃防御方法を提出できないようにする失権効が生じるようにした（第285条第 1 項）。

また，攻撃防御方法に関して随時提出主義を適時提出主義にかえて，第一審中心の集中審理を企図している（第146条）。

ただし，原則的に弁論準備手続を経るようにした第258条は，2008年12月26日に，弁論準備手続を例外的に経ることとして，弁論期日中心制に回帰する改正がなされた。

3）　証拠調べの充実化

効率的かつ充実した証拠調べのために文書提出命令制度において文書提出義務を証人義務とともに一般義務に拡大して（第316条），このための文書情報公開制度を新設した（第346条）。証人尋問では証言を確保するための手段として証人の欠席に対して過怠料の裁判を受けても，正当な理由なく出席しないときには，証人に対し 7 日以内の監置決定を下せるようにして（第311条），交互尋問を補完して裁判長が適当と認めるときには，当事者の意見を聴いて尋問の順序を変えられるようにした（第327条第 4 項）。また，真実の把握と訴訟の円滑

かつ迅速な進行のために，当事者尋問の補充性を廃止した（第367条）。

4） 判決理由簡略化および定期金判決に対する変更の訴え，和解勧告決定制度などの導入

弁論を経ないでする判決（無弁論判決），公示送達による判決などの場合には，判決理由を簡略に記載できるようにした（第208条第２項）。定期金判決に対する変更の訴えを新設したし（第252条），書面による請求の放棄・認諾と和解を認めた（第148条第２項）。また，法院が事件の公平な解決のための和解勧告決定をして当事者が２週以内に異議申請をしない場合には，上記の決定に裁判上の和解と同一の効力を有するようにする和解勧告決定制度を導入した（第225条以下）。

5） 上訴審および再審手続の改善

上訴審手続では，仮執行宣告に対する独立的上訴はできず（第391条），上告審において参考人の陳述を聴けるように改善した（第430条）。

特別抗告理由を制限し（第449条），再審手続では再審要件および再審理由に関する中間判決ができるようにして訴訟経済を企図していた（第454条）。

6） 多数当事者訴訟の改善など

多数当事者訴訟と関連して予備的・選択的共同訴訟制度を新設して（第70条），独立当事者参加において片面的参加を認めた（第79条）。補助参加と関連して職権でも参加理由を調査できるようにし（第73条第２項），訴訟手続を著しく遅延させる場合には参加することを許可しないようにし（第71条），判例・学説によって認められた共同訴訟的補助参加を明文をもって規定した（第78条）。

7） 送達制度の現代化および調書制度の改善

送達制度の現代化のために送達函送達制（第188条），簡易期日の通知方式（第167条），勤務場所送達（第183条第２項）および勤務場所の補充送達制（第186条第２項）等を採用し，調書記載省略の適切化（第155条），調書に代える録音・速記の活性化（第159条）等，弁論調書作成の改良および現代化を企図した。

### ６．以後の改正事項

１）　2004年証券関連集団訴訟法の制定など

集団紛争を解決するための制度が分野別で導入されたが，アメリカの代表当事者訴訟をモデルにして2004年１月20日に証券関連集団訴訟法が制定され，2005年１月１日から施行されている。以後ドイツの団体訴訟をモデルにして，2008年１月１日に，消費者団体訴訟（2006年９月27日改正消費者保護法第70条以下）が，2011年９月30日から個人情報団体訴訟（同年３月29日制定，個人情報保護法第51条以下）が施行されている。

２）　2005年司法補佐官制度の導入

2005年３月24日に法院組織法を改正して，ドイツの制度である司法補佐官（Rechtspfleger）制度を導入して，司法補佐官に民事訴訟法上の訴訟費用額・執行費用額確定決定手続，督促手続，公示催告手続における法院の事務と民事執行法上の執行文付与命令手続，不動産等と債権に対する競売手続などを担当するようにしている。

３）　2007年度民事訴訟法改正

2007年５月17日に民事訴訟法を改正して，権利救済・学術研究または，公益的目的で裁判が確定した訴訟記録の閲覧を申請できるようにし（第162条第２項），2008年１月１日から施行し，2007年７月13日に，日本の専門委員制度を参照とし専門審理委員制度を新設し（第164条の２以下），2008年８月13日から施行している。

また，2002年民事訴訟法全面改正により2002年６月28日に民事訴訟規則も全面改正したが，2007年11月28日に，口頭審理主義・直接審理主義および集中審理主義の充実化および当事者の手続参加権の強化のために，上記規則を改正して弁論および弁論準備期日は当事者が口頭で重要な事実上または法律上の事項について陳述し，法院が当事者に口頭で該当事項を確認する趣旨の規定を新設した（第28条，第70条の２）。

４）　2010年民事訴訟等における電子文書利用に関する法律制定

韓国は2006年10月27日に，督促手続における電子文書利用等に関する法律を制定し，同日からこれを施行していたが，2010年３月24日には，民事訴訟等における電子文書利用に関する法律を制定し，大法院が運営する電子訴訟システ

ムを利用して，訴訟実行に必要なすべてのサービスを，インターネットで進める裁判方式を導入し，同日から従来の紙媒体訴訟制度と並行施行されている。

5）　2015年11月20日民事訴訟法の改正

2015年11月20日に国会本会議において，民事訴訟法改正法律案が議決されたが，これは特許権などに関する侵害訴訟の管轄集中のために知識財産権を，通商産業財産権と指称される「特許権等（特許権，実用新案権，デザイン権，商標権，品種保護権）」と「特許権等を除いた知識財産権」に区別して，技術と産業財産権に関する専門性が強調される「特許権等」に関する訴えを提起する場合には，高等法院所在地の地方法院の専属管轄とする一方（第24条），上記のとおり専属管轄が定まっている訴訟の場合にも，著しい損害または，遅延を招くおそれがある場合には，決定により，訴訟の全部または一部を，一般土地管轄に依る地方法院に移送することができるようにし（第36条第３項），2016年１月１日から施行予定である。

## ７．向後の課題

現在の韓国において，民事訴訟法上，最も問題となっている制度は，上告制度である。2014年度の場合，上告審に新受された民事上告件数は13,016件に達したが，韓国大法院において実際の裁判に関与している大法官は13人に過ぎず，先立って紹介した上告審手続に関する特例法による審理不続行制度の助力のみで上記の件数の上告事件を処理するには困難が大きい。その解決のために，大法院の主導の下，大法院の他に上告事件だけを専門担当する上告法院を設置するための法律案が提案されて国会に上程中であるが，これに関する論議が多く同案が通過できるかどうかは不透明な状態である。筆者としては上告許可制が最も望ましい方案であると考える（拙稿「韓国における民事上告制度の変遷と改善方案」早稲田大学比較法研究所機関誌比較法学第48巻１号（2014）297頁以下参照）。

長期的な韓国民事訴訟法の課題としては，現代型訴訟への充分な対応，集団訴訟制度の拡大ないし改善，国際民事訴訟法の整備，民事訴訟手続における秘密保護手続の改善，代替的紛争解決方式の拡充などが議論されているところ，筆者としては最も重要な課題として，民事訴訟法における事案解明義務の導入と文書提出義務の完全な一般化を挙げたい。

これに関する具体的な内容は，他のところで既に明らかにしたことがあるの

で（拙稿「2002年の韓国の民事訴訟法の改正と今後の課題」立命館法学2010年第 3 号（2010）410頁以下），同文献を参照されたい。

**〈参考文献〉**

小島武司＝韓相範（編）『韓国法の現在（下）』（中央大学出版部，1993）
金祥洙『韓国民事訴訟法』（信山社出版，1996）
高翔龍（編）『現代韓国法入門』（信山社出版，1998）
李範燦＝石井文広（編）『大韓民国法概説』（成文堂，2008）
胡文赫「民事訴訟法の継受と伝播―韓国の経験と重要課題―」松本博之＝出口雅久編『民事訴訟法の継受と伝播』（信山社，2008）41頁以下。
李鎬元「2002年の韓国の民事訴訟法の改正と今後の課題」立命館法学2010年第 3 号（2010）410頁以下。
李鎬元「韓国における民事上告制度の変遷と改善方案」早稲田大学比較法研究所機関誌比較法学第48巻 1 号（2014）297頁以下。
李時潤，“1989年 民事司法制度의 改革과 그 問題点”，民事裁判의 諸問題 第 6 巻（1991），211頁 .
胡文赫，“民事訴訟法의 変遷과 将来展望”，韓国法学50年―過去・現在・未来 ; 大韓民国建国50周年紀念 第 1 回韓国法学者大会論文集（1998），183頁 .
金洪奎，“民事訴訟法의 歴史와 発展”，大韓民国学術院 韓国의 学術研究（法学）（2003），324頁 .